

令和●年（財チ）第●●●号

情報提供命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

当裁判所は、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本を有する申立人の申立てに基づき、財産開示の実施決定をしたが、当裁判所の呼出しを受けた債務者がその財産を開示しなかったことから、民事執行法167条の17第2項を適用し、次のとおり決定する。

主 文

第三者は、当裁判所に対し、下記各事項の情報を提供せよ。

記

- 1 債務者に対して給与又は報酬若しくは賞与の支払をする者の存否
- 2 上記の支払をする者が存在するときは、
 - (1) その者の氏名又は名称
 - (2) その者の住所（その者が国である場合にあっては、債務者の所属する部局の名称及び所在地）

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第21部

裁判官 ● ● ● ●